

を受けた市の対応について

飲料水用浄水器購入の補助

- 対象者 石橋第2配水区域内の水道加入者
 - 対象となる浄水器 以下のすべてを満たすもの
 - ・令和7年1月1日から令和7年4月30日までの期間に購入したもの
(カートリッジのみの購入も1回のみ補助対象)
 - ・水道水を供給する給水装置に接続するなどするもの
 - ・有機フッ素化合物のPFOS・PFOAを除去するもの
 - 補助内容
購入金額の2分の1(千円未満切り捨て)
(上限1万円、1加入者1基まで)
 - 申請期限 5月30日(金)
 - 申請書類
 - ・交付申請書兼口座振込依頼書
 - ・浄水機能を確認できる書類(カタログなど)
 - ・浄水器の購入・設置金額の分かる書類の写し(領収書など)
 - ・浄水器の設置状況を確認できる写真(蛇口等に
取り付けた状態など)
- ※交付申請書は市ホームページからダウンロード
していただくか、企業経営課までご連絡ください。

- 申請方法
申請書類を企業経営課へ郵送
または窓口にて提出

オンライン申請の場合
二次元コードから申請

- 提出先
上下水道局企業経営課
〒329-0492 笹原26
下野市役所2階

- 注意事項
 - ・補助金の交付は後日、指定の口座に振り込みとなります。
 - ・申請は水道加入者(登録者)の氏名で、口座も加入者名義をご記入ください。
 - ・市による訪問販売や勧誘などはありません。悪質な業者や詐欺にご注意ください。



申込フォーム



浄水器の購入補助について

～今後の水質改善のための取り組み～

短期的対策(現在実施中)

- ・浄水での観測値を注視しつつ、原因井戸の絞り運転を実施
 - ・隣接する石橋第1配水区から、既存管路を利用した給水補給
- ※下流からの送水となるため、供給可能エリアは限定されます。

1～2年内を目途とする対策

- ・新たな水源として井戸の増設
- ・配水場への浄化施設の設置(可能性を検討中)

監視体制の強化

- ・これまでは浄水の検査を1年に1回実施していましたが、3月から、検査頻度を浄水は週2回、原水(井戸)は月1回に拡大
- ・検査結果を基に、随時対策の見直しを実施

最新情報は市ホームページ
をご確認ください。



市ホームページ

～石橋第2配水区の方へのお願い～

- ・水質改善対策のため、給水量が不足する恐れがあります。皆さまには節水のご協力をお願いします。
- ・給水袋が不足しています。給水所を利用する際は、給水袋の再利用や、ポリタンクなどの容器の準備にご協力ください。

■問い合わせ先

- ・水道水、浄水器補助に関すること
企業経営課 ☎(32)8911
- ・健康相談に関すること
健康増進課 ☎(32)8905
- ・個人用井戸に関すること
環境課 ☎(32)8898